

上島町行政改革推進委員会 設置

平成17年12月19日、上島町弓削総合支所において、第1回上島町行政改革推進委員会を開催しました。

この委員会は、新町「上島町」が策定する行政改革大綱・集中改革プランについて、意見・提言していただくことを目的に設置しました。

第1回目の委員会では、上村町長から各委員へ委嘱状が交付され、事務局から行政改革推進についての説明が行われました。その後、正・副委員長を選出、意見交換会が行われました。

この委員会では、あらゆる角度から行政の改革を推進するため、平成18年度から平成21年度までの4年間に、集中的に改革を行っていくプラン「上島町行政改革大綱」を作成し、平成18年3月末に公表する予定です。

■上島町行政改革推進委員会委員

委員長 益田順守（公募）
副委員長 福井一明（岩城）

○弓削 亀山和麿 上脇暢子
○生名 高木和昭 池本安子
○岩城 福井一明 中濱信之
○魚島 大林貞光 関戸勝由
○公募 濱田高嘉 益田順守

■集中改革プラン

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給与表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- ⑤ 第三セクターの見直し
- ⑥ 経費節減等の財政効果



▲委員会設置に伴う
上村町長挨拶

▼各委員への
委嘱状交付



子供たちを 地域みんなの手で 守ろう！

12月19日、生名小学校において、伯方地区防犯協会が管内13の小学校に対して、子供たちの防犯意識を高めてもらおうと実施した「安全下敷きの贈呈式」が行われ、同校が代表校となり贈呈を受けました。

贈呈式では、防犯標語が書かれた下敷きが児童代表に手渡され、その後、全校児童が防犯標語の「5つのやくそく」を唱和し、児童一人ひとりが防犯の意識を再確認しました。

また、12月21日には、第1回「上島町児童生徒をまもり育てる協議会」が弓削中央公民館で開催されました。この協議会は、いじめや不登校、非行や不審者対策等、児童生徒の健全育成や安全確保に関する問題に地域ぐるみで取り組むために設置されたもので、学校、PTA、民生児童委員、警察関係者などで構成されています。当日は、各学校での現状や取り組みの報告があり、今後の対策等について活発な意見が交わされました。学校では、協議会で出された意見や情報を参考に、今後も子供たちを取巻く様々な問題解決のために、その対策を充実させることとしています。

～地域の方へのお願い～

昨年末、小学校の児童が殺害されるという痛ましい事件が連続して発生しました。子供たちは、防犯ブザーの携帯や複数での登下校などを心がけていますが、こうした犯罪から子供たちを守るためには、学校や保護者だけでなく、地域の方々のご協力が不可欠です。通学路沿いの家の方は通学する子供たちに注意を払うとか、ウォーキングをされる方は通学時間に通学路をコースに入れるなど、地域の方の目になるべく子供たちに多く届くよう、地域の皆様のご協力をお願いします。



「5つのやくそく」を唱和する児童

5つのやくそく

- ① 知らない人にはついて行きません
- ② だれかにつれて行かれそうになったら「たすけて」と大声で助けをよびます
- ③ 一人では遊びません
- ④ 友だちが知らない人につれて行かれそうになったら 大声で助けをよびます
- ⑤ 遊びに行く時は、どこでだれと遊ぶか 家の人に言うてからでかけます

確定申告の受付が 始まります

申告書は、
自分で書いて、お早めに

◎申告及び納税期間

申告及び納税の期限は、所得税・贈与税2月16日(木)～3月15日(水)となっております。

確定申告は、難しいものではありません。税務署にはわかりやすい「確定申告の手引き」などを備えています。手引書を参考にすれば簡単に作成できますので、自分で作成してみましよう。自分で作成し郵送すれば、わざわざ税務署などへ向く必要はありません。

また、税務署などで相談する場合でも、分かるところを書いておけば、作成する時間も少なくて済みます。是非、自分で作成してみてください。

◎国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」では、カラープリンタで所定の手順に従ってA4サイズの普通紙に印刷すれば、確定申告書が作成でき、その申告書をそのまま税務署に提出できます。

また、国税庁ホームページでは確定申告を行うおとす方のために、申告・納付の手続きについて便利な

情報をわかりやすく提供しています。

●国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

◎自営業の方は青色申告を

自営業の方には税額の計算上いろいろな特典があり、事業合理化の参考となる青色申告をお勧めします。

◎不動産・株式を売却された方も申告書は自分で書いて郵送で

税務署では、皆さんがご自身で申告書の作成ができるよう、記載例などを同封しています。これらを利用してできるだけ自分で計算し、申告書を最後まで書いてみましょう。

なお、申告書には「譲渡所得の内訳書(計算明細書)」を必ず添付してください。

また、申告書はできるだけ郵送で提出してください。

◎確定申告の書き方説明会開催

2月16日から始まる確定申告の受け付けに先立ち、次の日程で指導・説明会を開催します。

税務署職員により、確定申告書の書き方等を親切・丁寧に指導・説明し、出来上がったものについては受け付けもしますので、多数ご参加ください。

●日時 平成18年2月10日(金)

午前9時30分～12時まで

午後1時～3時まで

●場所 せとうち交流館多目的ホール(弓削港内)

●持参品 所得のわかるもの(源泉徴収票等)、黒のボールペン、電卓、

生命保険・損害保険の掛金等の控除証明書、医療費領収書、その他控除に必要な書類、国民年金保険料支払額の分かるもの

町民税の申告

平成18年度の町民税・国保税の申告を2月16日(木)～3月15日(水)の間受け付けします。申告書は、自分で記載・作成していただきますので、あらかじめ添付する資料(生命保険料、損害保険料、国民年金保険料等分かるもの)の集計・整理をしてご持参ください。

●申告が必要な人

☆自営業者で、所得税の確定申告をしなかった人

☆給与所得者で、給与以外(個人年金・満期等保険金)の所得がある人

☆農業所得のある人(収入と経費のわかる書類を持参してください)

☆パート、アルバイト、中途退職者等で、勤務先で年末調整をしていない人

☆土地や家売った人

☆所得税の確定申告を済ませた方は、申告の必要はありません。

※平成18年度中に年金の請求をされる方及びその配偶者の方は申告をしていないと請求ができません。(所得証明が発行できないため収入なしでも申告をしておく必要があります。)

◎国民健康保険税の申告

国民健康保険に加入している人は、必ず申告してください。

申告の受付日程は、町民税と同時にいたしますので、所得が計算できる資料の集計・整理をしてご持参ください。

ただし、所得税の申告を済ませた方は、申告の必要はありません。

(注) 申告をしないと保険税の軽減を受けることができません。

※土日の申告受付

今年度は、2月25日(土)、3月5日(日)の午前8時30分から午後5時まで申告を受け付けますので、仕事の都合などで平日に申告できない方はご利用ください。

にせ税理士にご注意を!

税理士又は税理士法人でない者が、税務署等に提出する申告書や申請書の作成などの業務を行った場合は、法律によって罰せられます。

税理士又は税理士法人でない者が、税理士まがいの行為を行うことを「にせ税理士行為」と呼んでいます。

このような者に、税理代理や税務書類の作成などを依頼したために、不当な報酬を要求されたり、不測の損害を被った例が少なくありませんので、十分ご注意ください。

ストップ・ザ・滞納!

平成18年4月設立

愛媛地方税滞納整理機構

―県内全市町加入の徴収専門組織―

■なぜ、このような組織を設立するに至ったのですか?

県内の市町村税の滞納額は年々増加し続けており、このような状況を放置してしまえば、納税秩序の乱れから税務行政への不信感につながります。

そこで、この状況を打破し、税財源を適正に確保するため、県内全市町がスクラムを組み、滞納整理の専門組織である「愛媛地方税滞納整理機構」を設立する運びとなりました。

■「愛媛地方税滞納整理機構」とはどのような組織ですか?

地方自治法に基づく一部事務組合であり、県内全市町加入の特別地方公共団体です。各市町単独では処理困難な高額滞納案件等を引き受けて、差押等の滞納処分を前提とした滞納整理の促進を目的としています。

職員は、市町と県からの派遣職員等で構成され、より専門性の高い滞納整理を行うため、国税OB、弁護士等を顧問として配置し、アドバイスを受けます。機構の事務所は、松山市内に設置されます。

なお、平成17年4月1日現在、茨木、三重の両県において、同様の組織が設立されています。

■「愛媛地方税滞納整理機構」とはどのようなことをするのでですか?

市町からの再三の勧告に応じないもの、滞納額が高額なものなど滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行います。機構では、広範囲な財産調査を行うことにより、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分に移ります。また、差押財産の公示も行います。

■「愛媛地方税滞納整理機構」へ滞納事案を引き継ぐまでのスケジュールは?

市町では、機構へ滞納事案を引き継ぐ前の平成18年2月に、引き継ぎ予定の滞納者に対して催告文書を送付します。指定した期日までに納付意思が見られなければ、4月から6月にかけて市町から機構へ滞納事案を引き継ぎ、その後は機構で本格的な滞納整理が行われることとなります。

■愛媛県税務課ホームページ内に機構概要等を示した資料を掲載しておりますので、参考にしてください。

<http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00007353051028/index.html>



戦没者等の妻の皆様へ

このお知らせは、第十七回特別給付金国庫債券を受給された戦没者等の妻の方に送付しております。
◎戦没者等の妻に対する特別給付金が継続支給されます。

第十七回特別給付金国庫債券「い」号
額面180万円 10年償還の国債

第二十二回特別給付金国庫債券「い」号
額面200万円 10年償還の国債

◎対象となる方は次の要件を満たす方です。

平成15年4月1日現在、恩給法による公務扶助料等又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金（公務死・勤務関連死を事由とするもの）等を受給している戦没者等の妻であること。

戦没者の父母・祖父母の皆様へ

このお知らせは、第十九回特別給付金国庫債券を受給された戦没者の父母等の方に送付しております。
◎戦没者等の父母等に対する特別給付金が継続支給されます。

第十九回特別給付金国庫債券「い」号
額面100万円 5年償還の国債

第二十一回特別給付金国庫債券「い」号
額面100万円 5年償還の国債

◎対象となる方は次の要件を満たす方です。

- ①平成15年4月1日現在、恩給法による公務扶助料等又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金（公務死・勤務関連死を事由とするもの）等を受給している又は受給資格のある戦没者の父母・祖父母であること。
- ②平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間に父母等と氏を同じくする子又は孫（自然血族）を有するに至らなかったこと。

※死亡等により対象者がいらっしゃらないご遺族にも送付されることがありますのでご了承ください。
※請求期限である平成18年3月31日を過ぎると請求することができなくなりますのでご注意ください。

《問い合わせ・請求窓口 上島町各総合支所 住民課及び住民福祉課》